

市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

プロポーザル応募要領

1 基本方針

(1) 基本理念

本市の本庁舎については、耐震性の不足、老朽化またはバリアフリー化の遅れなど、様々な課題を抱えています。これらの課題の解決と市民サービスの向上を目指して、本庁舎の建て替事業を推進してきました。

本プロポーザルは、市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務の設計者を特定するにあたり、「市川市庁舎整備基本構想」を踏まえた、高い設計能力及び豊富な経験等を有する設計者を特定するために実施するものです。

(2) 業務概要

ア 委託業務名	市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
イ 業務内容	市川市新庁舎建設工事に係る基本設計・実施設計 (詳細は、特記仕様書による)
ウ 履行期間	契約日から平成27年9月30日(約21ヶ月)まで
エ 業務規模	延べ床面積 44,900㎡程度(新第1庁舎及び新第2庁舎)
オ 概算工事価格(上限)	約170億円(税込み)(新第1庁舎及び新第2庁舎)
カ 発注者	市川市
キ 計画概要	資料「市川市庁舎整備基本構想」による
ク 事業実施スケジュール	
設計期間	平成26年1月から平成27年9月30日まで
予定工事期間	平成27年9月から平成32年2月まで

(3) 選考方針

設計者の特定は、次のア(一次選考)及びイ(二次選考)の2回の選考を経て行います。

- ア 提出書類による市川市新庁舎建設設計者選考委員会(以下「委員会」という。)の選考委員の評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を5者程度選定します(一次選考)。
- イ 一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、委託候補者1者及び委託候補次席者1者を特定します(二次選考)。

(4) 委員会の構成

学識経験者(建築)	1名
学識経験者(都市計画)	1名
学識経験者(安全環境)	1名
学識経験者(設備環境)	1名
学識経験者(行政運営)	1名

関係団体の推薦を受けた者 1名

市職員 2名

※委員に対し不当な働きかけをした場合は失格となります。

(5) 事務局

郵便番号 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

TEL:047-704-0066、FAX:047-336-8071

E-mail: choshaseibi-suishin@city.ichikawa.chiba.jp

URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

(6) スケジュール

	内 容	日 時	
一 次 選 考	参 加 表 明 書 等 提 出	応募要領等の配布、 参考資料の配布、資料閲覧	平成25年9月27日(金) 午前9時から 平成25年10月10日(木) 午後5時まで
		参加表明書等に関する 質問書の受付期間	応募要領等の配布日から 平成25年10月 3日(木) 午後5時まで
		質問書の回答	平成25年10月 7日(月)
		参加表明書等の受付期限	平成25年10月10日(木) 午後5時まで
		一次選考	平成25年10月16日(水)
		選定・非選定通知書の発送	平成25年10月22日(火)
二 次 選 考	技 術 提 案 書 提 出	技術提案書の受付開始	平成25年10月22日(火)
		技術提案書に関する 質問書の受付期間	選定結果の通知日から 平成25年10月28日(月) 午後5時まで
		質問書の回答	平成25年11月1日(金)
		技術提案書の受付期限	平成25年12月 2日(月) 午後5時まで
		公開プレゼンテーション ヒアリング	平成25年12月15日(日)
		二次選考	平成25年12月24日(火)
		特定・非特定通知書の発送	平成25年12月27日(金)

(7) 応募要領等の配布

ア 配布期間

平成25年9月27日(金)から平成25年10月10日(木)まで

イ 配布場所

応募要領等は、市川市のホームページからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

(8) 資料の配布

ア 配布資料

- ・資料：市川市庁舎整備基本構想
- ・参考資料1：現本庁舎平面図
- ・参考資料2：現南八幡分庁舎平面図

イ 配布期間

平成25年9月27日(金)から平成25年10月10日(木)まで

ウ 配布方法

上記資料は、市川市のホームページからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

(9) 閲覧資料

ア 閲覧資料

- ・閲覧資料1：既存市川市本庁舎設計図(現第3庁舎)
- ・閲覧資料2：既存地質調査(新第1庁舎敷地内)
- ・閲覧資料3：既存地質調査(新第2庁舎隣接地)

イ 閲覧期間

平成25年9月27日(金)から平成25年10月10日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

閲覧時間は、午前9時から午後5時まで(事前に事務局までご連絡ください)

ウ 閲覧場所

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

2 参加資格

市川市が実施する新庁舎建設設計に係るプロポーザル方式による委託候補者の選考に参加することができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表者とする共同企業体とします。

なお、その代表者と共同企業体を構成する企業は、次の(2)から(7)までのいずれにも該当する者としてします。

- (1) 参加表明書等を提出するものは、当該事務所において、平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)又は公共施設(いずれも延べ床面積15,000㎡以上とする。)の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (4) 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から委託候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。

3 業務実施上の条件

次の条件をすべて満たすこととします。

(1) 分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野（総括及び建築（意匠）分野）を再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
- イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、当該事務所に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りでない。
- ウ 建築（設備）分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、当該事務所に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りでない。

※1：構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格者は、構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者、又は国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者であること。

(2) 配置予定技術者

- ア 管理技術者は、一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び建築主任技術者は、参加表明者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者及び様式3に記入を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- エ 管理技術者は、様式3に記入を求める各主任技術者を兼任していないこと。
- オ 様式3に記入を求める建築主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

※2：「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3：分担業務分野の分類は、下表による。なお、提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、管理技術者・主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式3-D）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合

において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	「昭和54年建設省告示第1206号別添一の別表第2-1設計」における（1）、（2）
構造	同上（3）、（4）
電気設備	同上（5）、（6）
機械設備	同上（7）～（10）

（3）参加に対する制限

- ア 参加表明者、設計共同企業体の構成企業、構造分野・電気設備分野・機械設備分野の協力事務所の重複参加は認めません。
- イ 委員会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者の参加は認めません。

一次選考

4 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。

- ア 参加表明書
- イ 技術資料 様式1～5
- ウ 様式2、3に添付する資格・実績確認書類

(2) 参加表明書等の提出方法等

ア 提出部数

- ・参加表明書 1部
- ・技術資料(様式1～5) 10組(複写可)
- ・様式2、3に添付する資格・実績確認書類 1部

技術資料は表紙をつけず、様式1～5を1組として左上部をホチキス綴じしてください。

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付しますので、到着しましたら電話で事務局に連絡してください。

エ 受付期間

応募要領等の配布日から平成25年10月10日(木)午後5時まで

オ 提出場所

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書(別添様式)により電子メールにて事務局へ送付してください。

なお、電子メール以外では質問の受付はできません。また、二次選考で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間での受付はできません。

イ 質問書の受付期限

平成25年10月3日(木)午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、参加表明書提出者全員に対し、平成25年10月7日(月)に電子メールにて回答します。

質問回答書は、本応募要領の追加又は修正として、応募要領と同様に扱います。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア 参加表明書

代表者印を押印の上、提出してください。

イ 技術職員・資格（様式1）

（ア） 当該事務所の技術職員・資格について記入してください。

（イ） 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

ウ 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

次の（ア）、（イ）に該当する同種又は類似の業務実績5件以内を記入してください。なお、業務実績とは基本設計又は実施設計業務の契約履行が公告日現在において完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

（ア） 同種業務の実績における対象施設は、平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積15,000㎡以上の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託している実績を対象とします。

（イ） 類似業務の実績における対象施設は、平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積15,000㎡以上の公共施設の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託している実績を対象とします。

（ウ） 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから5件を記入してください。なお、同種又は類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。

なお、記入した業務については契約書（鏡）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び様式2の施設の概要が確認できる図面^{※1}、写真、パース等の書類を提出してください。またPUBDIS^{※2}の登録がある場合は、その写しも提出してください。

※1：図面は、前記（ア）及び（イ）で複合施設の場合は、庁舎及び公共施設の用途の部分で囲んでください。

※2：PUBDISとは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

（エ） 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

A 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入してください。

B 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入すると共に、元請事務所名について括弧書きで記入してください。

C 構造・規模・面積の欄には、〔構造種別－地上階数／地下階数、延べ面積〕を記入してください。〔例：RC－5F／B1、○○○○○㎡〕

D 受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入してください。

（オ） 審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」と、また「類似」を「実績無し」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」として評価することがあります。

エ 管理技術者・主任技術者の経歴等（様式3）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入してください。また、同種・類似業務実績及び記入件数は3件以内とします。

(ア) 経験年数、資格名称

- A 各技術者について、当該事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。
- B 各技術者について、記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付してください。

(イ) 同種・類似業務実績

- A 同種・類似業務の内容は、前記ウ（ア）から（ウ）までの説明と同じです。
- B 該当する業務実績については、前記ウ（エ）にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

(ウ) 公告日現在、従事している設計業務及び監理業務

公告日現在、継続中の手持ち設計・監理業務について、前記ウ（エ）にならって記入し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

(エ) 分担業務分野

提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）がある場合は、主任技術者の経歴等（様式3-D）を提出してください。

オ 協力事務所（様式4）

協力事務所がある場合は提出してください。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入してください。

カ 業務実施方針（様式5）

業務実施方針として、以下の内容について記述してください。

- (ア) 敷地条件が厳しい中、地域の特徴を活かした設計方針について
- (イ) 設計チームの業務取組体制について
- (ウ) 設計過程における市民参加及び情報提供の考え方について
- (エ) 新庁舎完成までの仮庁舎や引越しを含めた全体工程の考え方について

キ 参加表明書及び技術資料作成上の注意事項

- (ア) 様式5はA3判1枚とします。
- (イ) 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。
- (ウ) 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。
- (エ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とってください。

ク 参加表明書等の評価基準

提出書類の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目	評価の着目点			
	判断基準			
(1) 事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する		
	有資格者数	有資格者数を評価する		
	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する		
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	建築
				構造
				電気設備
				機械設備
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する)	管理技術者	
			主任技術者	建築
				構造
				電気設備
	機械設備			
	経験年数	実務経験年数を評価する	管理技術者	
			主任技術者	建築
				構造
電気設備				
機械設備				
(4) 業務実施方針	①敷地条件が厳しい中、地域の特徴を活かした設計方針について、②設計チームの業務取組体制について、③設計過程における市民参加及び情報提供の考え方、④新庁舎完成までの仮庁舎や引越しを含めた全体工程の考え方について	①～④について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を評価するとともに、取り組み意欲及び業務の理解度を確認する。		

二次選考

5 技術提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 技術提案書
- イ 設計工程及び全体工程 任意様式
- ウ 市民参加の考え方 任意様式
- エ 設計チームの特徴 任意様式
- オ 特定テーマについての技術提案資料 任意様式 (A 3判)
- カ 技術提案資料を補足する資料 任意様式 (A 3判)
- キ 設計見積書 任意様式

(2) 提出書類の提出方法等

ア 提出部数

- ・技術提案書 1部
- ・技術提案資料 任意様式 (A 3判) 10組 (複写可)
技術提案資料は「技術提案資料の表紙」をつけて、任意様式 (A 3判) を1組として左上
部をホチキス綴じしてください。
- ・技術提案資料を補足する資料 任意様式 (A 3判) 10組 (複写可)
- ・技術提案資料を補足する資料は「技術提案資料を補足する資料の表紙」をつけて、任意様
式 (A 3判) を1組として左上部をホチキス綴じしてください。
- ・設計見積書 任意様式 1部

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便と
し、受付期限までに必着とします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、ファクシミ
リにて提出書類受領確認書を送付しますので、到着しましたら電話で事務局に連絡してく
ださい。

エ 技術提案書の受付期間

選定結果の通知日から平成25年12月2日 (月) 午後5時まで

オ 提出場所

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

(3) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書 (別添様式) により電子メールにて事務局へ送付してください。

イ 質問書の受付期間

選定結果の通知日から平成25年10月28日 (月) 午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、技術提案書提出者全員に対
し、平成25年11月1日 (金) に電子メールにて回答します。

質問回答書は、本応募要領の追加又は修正として、応募要領と同様に扱います。

(4) 提出資料の記入上の留意事項

ア 技術提案書

代表者印を押印の上、提出してください。

イ 設計工程及び全体工程（任意様式）

新庁舎建設に伴う基本設計・実施設計業務委託の設計工程等を求めます。なお、設計業務には、現本庁舎及び現南八幡分庁舎の解体設計、積算業務並びに、関係法令の申請期間までを含むものとします。また、新庁舎完成までの全体工程を求めるとともに、解体や地下工事にかかる施工方法や騒音対策などについて考え方を求めます。

ウ 市民参加の考え方（任意様式）

設計業務期間中における市民への情報提供や意見聴取の方法など、市民参加の考え方について求めます。

エ 設計チームの特徴（任意様式）

技術者の配置や取り組み体制、業務推進にあたり重点としていることなどについて考え方を求めます。

オ 特定テーマについての技術提案（任意様式）

技術提案は、資料「市川市庁舎整備基本構想」及び下記の各テーマにおける市川市の現状を踏まえた上で、次のテーマについての提案をしてください。なお、配置等の考え方を記載する場合は概算面積を記載して下さい。

(ア) 「テーマ1. 庁舎空間の考え方」

(市川市の現状)

新たな庁舎においては、狭あい・分散を解消するとともに、利用しやすい庁舎の実現が要求されるが、現在の本庁舎敷地については、北側住居地域に対する日影規制や京成線との近接など、敷地条件の制約が多く、理想的な建物空間の形成が難しい状況にある。

あわせて、必要な庁舎規模を確保するために、2つの敷地において、庁舎機能を分担しながら整備するとともに、先行して整備する新第2庁舎については仮庁舎として利用しなければならない状況にある。

(イ) 「テーマ2. コスト縮減の考え方」

(市川市の現状)

リーマンショック以降の景気の低迷を受け、本市においても財政状況が厳しくなる中、整備にあたっては、可能な限り事業費の圧縮に努めていくとともに、簡素化・効率化された庁舎運営の実現、あるいは再生可能エネルギーの活用等により、将来にわたり維持管理費を抑えていく必要がある。

また、今後のオリンピック開催を控え、資材の高騰なども懸念されることもあり、イニシャルおよびランニングの両面からコストの縮減に努めていかなければならない状況にある。

(ウ) 「テーマ3. デザイン・敷地利用の考え方」

(市川市の現状)

本市は、多くの著名な文化人がその活動の地とした文化の薫り高い街である一方、都心のベッドタウンとして若い世代も多く住むという地域特性を持っている。

また、建設地である現在の本庁舎敷地は、市制施行時より市の中心地である八幡に置かれ、敷地の南側には、国道14号およびJR線などの主要交通網と隣接する非常に便利な土地柄である一方、北側には、葛飾八幡宮と閑静な住宅街が広がっている。

なお、新第1庁舎・新第2庁舎とも、周辺の道路交通環境に極力影響を与えないような駐車場整備・動線の確保も課題の一つとなっている。

(エ) 「テーマ4. 時代の変化に対応した庁舎の考え方」

(市川市の現状)

本市においても、平成22年をピークに人口が減少に転じ、今後は人口減少と少子高齢化がますます進むことが予測される一方で、地方分権に基づく権限移譲等、地方行政を取り巻く環境の変化が常に生じている。このような時代変化に応じて、効率的かつ有効に活用できる庁舎の実現が求められる。

カ 技術提案資料を補足する資料（任意様式）

技術提案資料を補足するため、提案者が自ら必要と考えるもの（図面など）を提出してください。

キ 技術提案資料作成上の注意事項

- (ア) 特定テーマについての技術提案（任意様式）はプレゼンテーションで説明できる枚数（A3判数枚）にまとめてください。また、技術提案資料を補足するための任意資料はプレゼンテーションには使用出来ません。
- (イ) 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。
- (ウ) 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。
- (エ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。

(5) 技術提案書の評価基準

提出資料の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
特定テーマに対する技術提案 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う)	設計工程及び全体工程	設計工程計画及び全体工程計画、並びに施工方法、騒音及び振動等に対する考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び業務の理解度を評価する
	市民参加の考え方	設計業務期間中における市民への情報提供や意見聴取の方法など、市民参加の考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び業務の理解度を評価する
	設計チームの特徴	技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び業務の理解度を評価する
	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び業務の理解度を評価する
	取り組み意欲・基本構想の理解度	取り組み意欲、基本構想の理解度のほか、ヒアリングの内容をふまえて総合的に評価する

(6) 公開ヒアリング

- ア 説明者は当該業務に予定する管理技術者及び建築担当主任技術者の2名とし、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めません。
- イ ヒアリングの場所、日付、時間、留意事項等については一次選考後に別途通知します。
- ウ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用してください。任意資料はヒアリングには使用できません。
- エ ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として選考の対象としません。

6 選考方法

- (1) 本プロポーザルは、二段階選考方式で行います。
- (2) 一次選考は、提出書類による委員会の選考委員の評価を踏まえ、参加表明書提出者の中から、技術提案書を提出できる者を5者程度選定します。

- (3) 二次選考は、一次選考で選定された者について、技術提案書及びヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、委託候補者1者及び次席者1者を特定します。

7 選考及び結果の通知

(1) 選考に係る評価

ア 参加資格確認

参加表明書を期限までに提出している者のうち、参加資格を満たしている者の参加を認めます。

イ 一次選考

提出書類による委員会の選考委員の評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を5者程度選定します。

ウ 一次選考結果の通知

一次選考の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を郵送で書面にて通知します。一次選考で選定された者は、技術提案書提出要請書を郵送で書面にて通知します。

エ 二次選考

一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、委託候補者1者及び委託候補次席者1者を特定します。

オ 二次選考結果の通知

二次選考の結果、委託候補者及び次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を郵送で書面にて通知します。二次選考で特定された者は、特定通知を郵送にて書面にて通知します。

8 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (5) 選考委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

9 設計業務契約

(1) 契約の締結

市川市は、最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約の交渉を行います。この手続きに参加した者が、公告の日から委託候補者特定までの間に、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者については、この手続きに係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。

また、委託候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次席者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とするものとします。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る設計業務は、基本設計及び実施設計業務とし、次の業務内容が含まれます。

- ・ 建築意匠、建築構造、建築設備、外構の設計
- ・ 既存庁舎の解体設計
- ・ 設計説明書、設計概要書の作成
- ・ 工事費概算書の作成
- ・ 積算業務
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ CASBEE 新築（予定）に基づく評価・認定取得
- ・ 免震構造設計、動的解析（必要な場合は大臣認定の取得とそれに係る評定手続き）
- ・ 関係法規に係る関係機関との打合せ及び各種協議（標識看板などの作成設置を含む）
- ・ 市川市が指定する設計に必要な調査
- ・ 都市計画法、建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、その他建築遂行上必要となる法令又は条例等に基づく資料の作成・申請手続きにおける対応支援
- ・ ライフサイクルアセスメント検討・評価
- ・ コスト縮減検討
- ・ 防災計画、災害対策に必要な施設の特別な検討
- ・ 基本設計時における市民ワークショップの運営・進行・管理及び資料の作成、説明会等への参加
- ・ 地質調査、地形測量、交通量調査、電波障害調査（事前）等

なお、工事監理業務は本業務に含みません。

(3) 履行期間

契約日から平成27年9月30日（約21ヶ月）まで

ただし、既存庁舎（現本庁舎及び現南八幡分庁舎）の解体設計は平成26年8月までに完了させることとします。また、新第2庁舎の工事発注図書（図面及び数量計算等）は平成27年5月下旬までに完了させることとします。

(4) 契約の締結

ア 契約を締結するときは委託金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならないこととします。また、委託候補者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項の各号に該当する場合は契約保証金を免除することができるものとします。

イ 前払金は請求により、平成25、26、27年度のそれぞれにおいて、各年度の歳出予算に計上された金額以内で、各年度の出来高の100分の30以内で支払うものとします。

ウ 地形測量の完了及び地質調査の一部の完了後（平成25年度）に成果物の引渡しを受け、当該成果物に対応する委託金額を支払う予定としています。

エ 新庁舎基本設計の完了後（平成26年度）に新庁舎基本設計の成果物の引渡しを受け、当該成果物に対応する委託金額を支払う予定としています。

(5) 契約者

市川市

(6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書の作成の要否

要します。

(8) 設計内容

設計業務の実施にあたっては、市川市と十分協議して進めるものとします。

10 その他

(1) 辞退について

技術提案書の提出者に選考された者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、平成25年12月2日（月）までに事務局まで、持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 工事受注資格の喪失

ア 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

イ 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

（ア） 一方が他方に出資していること。

（イ） 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(3) 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とします。技術提案書についても同様です。

(4) 提出受付期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市川市から得るものとします。

(5) 提出資料の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しません。

イ 特定されなかった技術提案書は、提出者の希望がある場合は返却します。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書に記入してください。記入なき場合は返却希望がないものとみなします。

ウ 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成します。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選考以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、市川市は、技術提案書のうち、「業務の実施方針（様式5）」及び「特定テーマについての技術提案（任意様式）」については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

(6) 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。